

令和3年
7月1日号

社明だより



発行

太田保護区社会を明るくする運動推進委員会
太田市浜町2番35号 太田市役所社会支援課内
☎0276-47-1827

社明運動にご理解とご協力を

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

太田保護区社会を明るくする運動推進委員会会長
太田市長 清水聖義

第71回 「社会を明るくする運動」行事予定

- 主な行事
- 1 リーフレットなどによる啓発活動を行います。
 - 2 社明運動の高揚を図るため、中学生から標語・ポスター・作文、小学生から作文を募集し、優秀作品の表彰および展示会を実施します。
 - 3 施設に入所中の青少年などを激励慰問します。
 - 4 区長会の協力を得て、募金活動を実施します。
 - 5 そのほか、青少年の非行防止にふさわしい活動を実施します。
- 運動に協力していただく 市・市議会・市教育委員会・市区長会・保護司会・更生保護女性会・機関・団体 BBS会・更生保護事業主会・関係機関団体など(順不同)

保護司の仕事と活動

太田保護区保護司会

昨年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、定期総会や定例研修会(年間4回開催予定)の中止。“社会を明るくする運動”の啓発活動制限など、数々の事業が実施できませんでした。太田保護区保護司会会員の研修不足や保護観察対象者との面接も不十分な状況で、令和3年度がスタートしました。

さて、保護司は保護司法第1条に、「保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の

浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。」とされています。この使命を果たすため、具体的には次のような諸活動に従事しています。

1 保護観察

犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための約束事を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け等を行います。

2 生活環境の調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰できるよう、釈放後の帰住予定地の調査、引受人との話し合い等を行い、必要な受け入れ態勢を整えます。

3 犯罪予防活動

犯罪や非行を未然に防ぐとともに、罪を犯した人の更生について理解を深めるために、世論の啓発や地域社会の浄化に努めるものです。

●毎年7月は、“社会を明るくする運動”強調月間として、街頭キャンペーン活動等さまざまな活動を展開しています。

●社明運動への理解を深めるため、小・中学生に作文・標語・ポスターの募集を行い、優れた作品を表彰しています。また作品集を作成し、学校や各機関へ配布し啓発活動を行っています。

4 再犯防止対策

「再犯の防止等の推進に関する法律」及び国の「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)を踏まえ、平成



過去のキャンペーン活動の様子

30年「群馬県再犯防止推進計画」が策定されました。太田市としても推進計画策定に向けて準備しているところです。

太田保護区保護司会72名の会員は、一致団結してこの困難を乗り越えて活動していきたいと考えています。今後とも市民の皆さまのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

“社会を明るくする運動” に当たって

テーマ #生きづらさを、生きていく

太田地区更生保護女性会

“社会を明るくする運動”は、昭和24年戦後の荒廃した社会の中で非行少年の増加を憂いた東京銀座商店街の有志が、更生保護の理念に共鳴して開催した「銀座フェア」が原点であると言われています。

昨年は、第70回目の節目の年でした。幕開けと同時にコロナウイルス災害勃発で、各支部で学校、家庭、地域が一体となる「公開ケース研究会」も時間を短縮、三密を避け区長会、保護司会の代表者、会員のための研修となってしまいました。



薬物乱用防止教室の様子

一方で、少年の健やかな成長を願って12年継続している「薬物乱用防止教室」は例年の半分の中学校で実施でき、頼もしい感想文に触れ、元気を頂いています。

矯正施設の誕生会には今迄以上心を込めて誕生カード等お届けしました。少女から「他人のために応援し、マスクやお菓子等気遣うことは当たり前でないし“心”がないと出来ないことで、人生をやり直す分岐点にいる今だからこそ、皆さまのぬくもりが身に浸みます。第2の人生を歩み始めたら、人のために何かを出来る人でありたい。……頑張ります」という手紙を頂き、胸がじんとして、お互いの心の琴線に触れる瞬間となりました。

さて、今年の第71回“社会を明るくする運動”の実施要項が示されました。

この運動が目指すこと(新しい文言)
(目標1)犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
(目標2)犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

この運動において力を入れて取り組むこと

(1)更生保護の活動について、デジタルツールも活用するなどして、広く周知し、

理解を深めてもらう取組

(2)犯罪や非行の防止や、立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取組

(3)保護司、更生保護女性会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組

(4)民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、支援を受け易くする

ためのネットワークをつくる取組

(5)若い人達の健やかな成長を期する取組

今、変異株が全国で蔓延し、人との触れ合いが難しく、孤独で生きづらさを感じている人も多いと思います。だからこそ「社明運動の目標」を理解し、彼らに寄り添い、困難を少しでも乗り越えられるよう、これからも会員646人力を合せ、切れ目のない支援を続けて参ります。

第70回 募金結果報告

昨年7月1日から1カ月間にわたり実施した、第70回「社会を明るくする運動」募金については、皆さまの深いご理解とご協力により、多大な成果を上げることができました。

この浄財は「社会を明るくする運動」の事業費として、また不幸にして罪を犯した人たちの更生指導や、青少年の非行防止など、日夜地道な活動を続ける保護司会、更生保護女性会、BBS会、更生保護事業主会の活動費として配分しました。

この募金にご協力をいただいた区長、隣組長ならびに関係者の皆さまに対し、厚くお礼申し上げます。

募金の主な使いみち

| | |
|-----------------------------|------------------|
| ①更生4団体活動配分金 | 354万3000円 |
| ②一般対象広報活動費 (リーフレット、広報紙代) | 49万9068円 |
| ③学校対象広報活動費 | 77万9496円 |
| ④事務費 | 3630円 |
| ⑤繰越金 | 98万1120円 |
| 募金総額 | 578万2760円 |